

海外だより

ラス・パルマスに日本船員 保険福祉会館を訪ねて

船員保険会々長 上山 顕



厚生省社会保険庁の所管する船員保険の福祉施設として、内地には病院・診療所・保険寮・休養所など70余か所が設けられているが、海外における唯一のものとして、ラス・パルマスに日本船員保険福祉会館（現地名 CASA DEL JAPON）がある。同会館は、内地にある諸施設と同じく、政府がこれを設置し、財団法人船員保険会が政府の委託を受け、これが運営に当たっている。たまたま梅本社会保険庁長官（当時）が昨年9月下旬ケルンで開催のISSA総会に出席のため渡欧の機会に視察されることになり、わたくしも行を共にして10月2日この地を訪れた。

まずラス・パルマスがあるグラン・カナリア島の紹介から始めよう。アフリカの北西岸

スペイン領サハラの沖合に同国領カナリア諸島がある。グラン・カナリア島はほぼその中央部に位し、大きさでは諸島中第2である。北緯28°、西経16°で、緯度はわが奄美大島にほぼひとしい。面積は約1,500平方キロ米、沖繩本島よりやや小さい。気候は温暖で年間15~27°C、雨量は少なく年間100~150mmに過ぎない。ラス・パルマスは同島の首都で人口約25万、諸島中でも最大の都市であるが、われわれにとり重要であるのは、ここがわが国大西洋漁業の最大基地であることだ。往路はリスボン、帰路はマドリッド経由であったが、これら都市との間の所要時間は2時間半前後である。

同地域に出漁するわが国漁業は、まぐろ漁

業とトロール漁業の二つである。昭和31年ごろから予備的調査が進められ、本格的漁業に入ったのは35年ごろからである。両漁業のラス・パルマス港への水揚高は、一時は相半ばしたが、漁船の操業海面は漁群を追って移動する。まぐろ漁業の漁場は漸次南下し、その水揚港はアフリカ西海岸諸港へと変わったので、現在では、まぐろ漁業は全体の水揚高の20%を占めるに過ぎず、トロール漁業がその80%を占めるに至った。それぞれの概況は次のとおりである。

(1) まぐろ漁業

これに従事する漁船の大きさは、300~3,000トンで、もっとも多いのが700~800トン級である。1隻の乗組員は700~800トン級で30~40名、全員ではカナリア諸島以南の大西洋全域にわたるものを含め約2,000名と推定される。1回の出漁期間は約6か月、当地域での滞在期間は、海員組合に加入している者については1年半が限度と協定されているが、組合に加入していない者には2~3年に及ぶものもある。ラス・パルマス港への年間延入港隻数は、昭和40年の148隻を最高としてその

後漸減、44年には25隻にまでなった。入港するのは、むしろ修繕・入渠のためなど特殊の場合に限定される傾向となっている。したがって水揚高も、40年の92,000トンから44年の9,000トンに激減している。水揚高のうち主たるものは、きはだびんちようであり、これらは多く欧米へ輸出され、日本へ送られるのは10~15%に過ぎない。

(2) トロール漁業

これに従事する漁船の大きさは、300~2,500トン、もっとも多いのが1,500トン級、隻数は昭和45年で66隻。1隻の乗組員は1,500トン級で50名、全員で3,500~4,000名である。1回の出漁期間は、海員組合との間に、たとえば500トン級ならば50日以内などと協定され、最大限度が90日となっている。当地域での滞在期間は1年以内とされている。

ここを基地とするトロール漁業の出漁区域は、主としてスペイン領サハラからモーリタニア共和国にかけての沖合、長さ約1,000キロ米・幅約50キロ米に達する広い漁場であるが、44年には、ここを根拠にして北西大西洋岸のニューヨーク沖またはフロリダ沖まで進

出して操業するものが14隻に達した。44年のラス・パルマスへの延入港隻数は362、水揚高は120,000トンであるが、もんこういか・たこ・たいが主たるもので、その大部分は日本へ送られ、約20%だけが外国に販売されている。

なお、ここに入港する日本船には、漁船以外にも冷凍船・漁獲物および漁業用資財の運搬船がある。

このようにラス・パルマス港への水揚高そのものについては、今後大きな上昇が望めるかどうか問題であるが、当地は地理的位置・気候が良好であり、燃料・食糧その他物資の補給、船舶資材の修理の施設も一応整い、下記のごとく船員の福祉施設も整備されているから、最近ニューヨーク沖・フロリダ沖へ出漁した漁船もここで補給整備を行なったように、今後は大西洋全域において操業する日本漁船の一大基地としての性格を、徐々に強めて行くのではないかと見られている。

いずれにしても約5,000~6,000名の日本人船員が、ここを基地として、広く大西洋漁業に従事しているといえるが、その海上生活はき

びしく、しかも長期間遠く故国を離れて暮している。これらの人たちのために憩いの施設を設けることは関係者多年の熱望であったが、昭和42年4月日本船員保険福祉社会館の開設を見るに至ったのである。

場所は市の中心から約8キロ米、海拔450米の高台モンテ・コエージョのモカネス通り、年間を通じ市内よりかなり涼しく、比較的豊富な雨量に恵まれた地帯である。敷地は約2,000平米、建物は4階建て延約800平米、さるドイツ人が余生を送るため建てたとかで、色彩美しく瀟洒である。緑の芝生はよく手入れされ、亜熱帯らしく色鮮やかな花が咲き乱れていた。

まず緑の芝生におおわれた庭園にはプールがあり、周囲の花々が影を浮べていた。ピンポン台・バドミントン台・テニス練習場・鉄棒が設けられ、輪投げ用具・ボディビル・セットが備えつけられている。

建物内には、日本式大浴場と和室が大小6室あって、故国にある思いでくつろぐことが出来る。他にサロン・音楽室・ビリヤード室・球技盤室・麻雀室などがあり、またギター

貸与にはなかなか希望者がいる由。図書室は篤志家宮田文子女史（故人）寄贈の宮田文庫2,500冊が中心で、新聞雑誌もあるが、スポーツ誌などに人気がある模様。最近ビデオ・コーダーを設置し、船員みなさんが興味をもちそうなビデオ・テープを随時新しく取り換えて送ることにした。あちこちにテラスがあり、コーヒー・ショップや清涼飲料等の売店はあるが、今のところ飲食物の提供は行なわず、宿泊設備も持っていない。

現在の職員は、館長と男子・女子職員各1名が日本人、スペイン人が運転手・雑役・パート・タイムの者を含むサービス係・掃除婦を合わせて8名いる。年中無休を原則とし、開館時間は午前10時から午後8時まで。送迎車が港・会館間を毎日8回無料で往復している。所要時間は約35分。船員保険の被保険者およびその家族の利用は、来館者名簿に所定の事項を記入するだけで無料であるが、関係者・見学者にも、支障のない限り同様に開放している。

利用者数は年間を通じての1日平均が約20名、2年近く前日本人女子職員が勤務するこ

とになってからは若干上廻ってきている。入港が集中的になるのはむしろ普通であり、利用者も多いときは1日100名を超えることがある。

訪問を機会に、船員の方々3名、それに駐在の長崎総領事・全日本海員組合地区代表の大沢真二氏に参加していただいて座談会を開いた。会館は船員みなさんに大変喜ばれている。以前は船員の喧嘩沙汰は珍しくなく、時には警察の厄介になることもあったが、最近ではめっきりその事例が少なくなったことには、会館の出来たことも大いに寄与していると感謝された。強く要望されたのは、利用者の多い日の事を考えて欲しい、テニス・コートとかキャッチ・ボール位出来る場所が欲しい、宿泊・飲食の施設は是非設けられたいなどであった。最後の点については、社会保険庁としても、昭和46年度予算には間に合わないが、47年度予算の問題としては十分検討することになっている。

5,000名にも達する多数の日本人船員がここを基地として活動しているのだから、当然病人も出れば怪我人も出る。主として利用し

ている病院は、スペイン系のサンタ・カタリナ病院とイギリス系のクイン・ヴィクトリア病院で、いずれも多いときは10名を超える入院患者を収容した。遠く故国を離れ、言葉の通じない異国で病床に横たわる患者の寂寥感と孤独感は想像にあまりあるといえよう。そこで両病院とも、かつてはそれぞれ2名の日本人看護婦が、船員保険会とは別のルートにより勤務していたが、いろいろの事情から漸減して、訪問当時はクイン・ヴィクトリア病院に1名いるだけ、それも近く帰国の予定であった。このような事情を考え、船員保険会では、船員保険病院の看護婦から希望者を募り、出向のような形で、両病院に取りあえず1名ずつを送ることとなり、昨年10月には着任を見た。

もともと船員労働の特色の一つとして国際性を挙げる事が出来よう。特にわが国では漁業はその活動区域を遙かなる海外に求めているが、それ以外についても、遠洋就航船からの船医下船の問題などもあり、海上医療その他広く海外船員福祉施設の整備は、今後いよいよ重要性を加えることと思われる。船員

保険の現在では唯一の海外福祉施設であるラス・パルマスの会館が、所期の成果を収め、今後の施策の進展に対しても貴重な資料を提供していることを喜ぶたい。

社会保障こぼれ話

社会保険の平等待遇

第2次世界大戦後、いわゆる共同市場を構成する国際的協力活動が展開されてきた。たとえば、1948年には、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグがいわゆるベネルックス Benelux を構成し、また、1952年には、フランス、西ドイツ、イタリア、およびベネルックス諸国が石炭と鉄鋼の共同市場を作り上げている。さらに、1954年には、北欧諸国が共同労働市場を実現している。

このような協力活動は、各種の有効な効果をもたらすと同時に、各種の問題も提起することになった。たとえば、社会保障分野の問題では、いわゆる社会保障と経済的統合が問題の1つに指摘される。この問題の中には、各国の社会保障制度が経済的統合の推進に、どのような影響を与えるか、また、統合が既存の社会保障制度に、あるいはその制度の将来に、どのような影響を与えるかということである。

これらの問題に対して、前者の影響では、社会

保障制度の内外人平等待遇が実施されている。このような社会保障の協力活動は、第2次世界大戦以前より実施されていたが、この協力活動は労働市場の観点による労働力の流動化促進と、また労務費負担の公平を図ることによって期待される経済的な市場競争の不公平除去を企図するものである。これらの企図のうち、労働力の流動化を推進する機能はかなり発揮されている。もっとも、労働力の流動化といっても、限られたグループの移動が自由化されるだけの例もあり、国際協力が必ずしもすべて完全な流動化を実現していたのではない。

ところで、経済的統合が社会保障制度に与える影響では、社会保障制度の平等待遇を目指す国際協力は、既存の制度を発達・改善し、市場域内における社会保障水準の平等化を図る役割も託されていた。この点については、ヨーロッパ共同体や北欧諸国の例では、従来社会保障制度の水準が低かった国々の制度を事実上上げた例がみうけられる。

(平石長久 社会保障研究所)